



教 県 第 9 8 号
令 和 元 年 5 月 9 日

各市町村教育委員会教育長
各 県 立 学 校 長
各 教 育 事 務 所 長 } 様

埼玉県教育委員会教育長

福利厚生事業に参加及び健康診断を受診する教職員の
サービスの取扱い等について（通知）

福利厚生事業に参加及び健康診断を受診する教職員のサービスの取扱いについては、平成27年4月1日付け教県第1270号により、職務に専念する義務を免除して差し支えないこととしてきました。

このたび、人間ドック等の精密検査のうち、結核に係る精密検査を受けるよう指導があった場合のサービスの取扱いを見直したこと及び福利厚生事業の名称に変更があったことに伴い、下記のとおり改正したので通知します。

市町村教育委員会にあっては、貴管下教職員で参加希望がある場合には、県立学校の教職員のサービスの取扱いを参考の上、適切な措置をお願いします。

記

1 改正の内容

- (1) 別紙1の表中の事業名「人間ドック・脳ドック（精密検査を含む。）」を「人間ドック・脳ドック（精密検査（結核に係る精密検査を除く）を含む。）」に改める。
- (2) 別紙1の表中の事業名「優待ドック（精密検査を含む。）」を「特定年齢優待ドック（精密検査（結核に係る精密検査を除く）を含む。）」に改める。
- (3) 別紙1の表に「女性がん検診特定年齢優待（精密検査を含む。）」を設ける。
- (4) 別紙1の表中のサービス上の留意点中「精密検査」の後ろに「（結核に係る精密検査を除く。以下同様とする。）」を加える。
- (5) 別紙1の表中のサービス上の留意点に「・結核に係る精密検査（結果判明まで）については、職務命令となるため注意すること。」を加える。

2 施行期日

平成31年4月1日

3 その他

今回の改正に伴い、平成27年4月1日から、教県第1270号「福利厚生事業に参加及び健康診断を受診する教職員のサービスの取扱い等について（通知）」は、平成31年3月31日限りで廃止します。

担当：県立学校人事課学事担当 佐藤
電話：048-830-6735

(別紙1)

- 1 教職員（校長を含む。）が次に掲げる福利厚生事業（埼玉県教育委員会等が主催）に参加する場合、その職務に専念する義務を免除することができる。
- 2 承認することができる日数及び時間は、当該事業に参加するために必要とされる日数及び時間に限るものとする。

事業名	主催	服務上の留意点
特定保健指導	埼玉県教育委員会 公立学校共済組合埼玉支部	・初回の面談1回のみを職務専念義務免除として取扱うことができる。
人間ドック・脳ドック （精密検査（結核に係る精密検査を除く）を含む。）	埼玉県教育委員会 公立学校共済組合埼玉支部 埼玉県教職員互助会	・精密検査（結核に係る精密検査を除く。以下同様とする。）を受けるよう指導された場合、精密検査に要する時間（検査に数日を要する場合も含む。）及びその検査結果の聴取に要する時間を職務専念義務免除として取り扱うことができる。 ・検査結果聴取が2日以上にわたる場合、2日目以降は職務専念義務免除の取扱いはできない。 ・職務専念義務免除により精密検査を受けた場合は、別紙3により受診報告を提出させること。 ・ <u>結核に係る精密検査（結果判明まで）については、職務命令となるため注意すること。</u>
特定年齢優待ドック （精密検査（結核に係る精密検査を除く）を含む。）	埼玉県教育委員会 公立学校共済組合埼玉支部 埼玉県教職員互助会	
女性がん検診 （精密検査を含む。）	埼玉県教育委員会 公立学校共済組合埼玉支部 埼玉県教職員互助会	
女性がん検診特定年齢優待 （精密検査を含む。）	埼玉県教育委員会 埼玉県教職員互助会	
マイリフレッシュ	埼玉県教育委員会 公立学校共済組合埼玉支部 埼玉県教職員互助会	・日数ではなく回数で承認すること。（ただし、1回の参加は1日を限度とする。）
ライフプランセミナー	埼玉県教育委員会 公立学校共済組合埼玉支部 埼玉県教職員互助会	